

提出書類等一覧

競争入札参加資格審査申請書の他に、次に掲げる書類を提出してください。
なお、提出を受けた書類は返却いたしません。

【提出期限】令和6年5月10日（金）

区分	法人	個人	中小組合	摘要
1 登記事項証明書（現在事項全部証明書） （写し可）	◎		◎	法務局の発行するもの 申請受付時前3か月以内に発行されたもの
2 定款又は寄附行為（写し）	○		◎	中小企業組合等の場合 会社以外の法人の場合
3 貸借対照表（写し）	○			合名会社、合資会社の場合 会社以外の法人の場合
4 身分証明書 （写し可）		◎		市区町村長の発行するもの 申請受付時前3か月以内に発行されたもの
5 道税（道が賦課徴収するものに限る）に滞納がないことの証明書 （写し可）	◎	◎	◎	各総合振興局（振興局）税務課（納税課）又は道税事務所 の発行するもの 申請受付時前3か月以内に発行されたもの
6 本店が所在する都府県の事業税に滞納がないことの証明書 （写し可）	○	○	○	道税の納税義務がない場合 申請受付時前3か月以内に発行されたもの ※本店が道外で道内に支店等がある場合について 本店が道外であっても、道内に支店等を置いている 等の理由で北海道に納税義務がある場合は「道税に滞 納がないことの証明書」を提出してください。この場 合、本店に係る「本店が所在する都府県の事業税に滞 納がないことの証明書」については提出不要です。
7 消費税及び地方消費税に未納がないことの証 明書 （写し可）	◎	◎	◎	税務署の発行するもの 申請受付時前3か月以内に発行されたもの 国税通則法施行規則別紙9号書式その3の2（個人 用）又はその3の3（法人用）
8 健康保険・厚生年金保険の届出義務を履行し ている事実を証する書類（写し）	◎	◎	◎	①納入告知書 ②資格取得確認書及び標準報酬月額決定通知書 ③適用通知書 ①②③など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ
9 雇用保険の届出義務を履行している事実を証 する書類（写し）	◎	◎	◎	①保険関係成立届 ②領収済通知書 ③概算・確定保険料申告書（控） ①②③など加入状況が確認できる書類のいずれか一つ
10 社会保険等適用除外申出書	○	○	○	・別記第20号様式 ※健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務の ない場合
11 誓約書	◎	◎	◎	・別記第19号様式 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関す る法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する 暴力団員。（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力 団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号 に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事 業者をいう。）に該当しない者であることの証明
12 航空法（昭和27年法律第231号）第123条第1 項の規定により航空機使用事業者として国土 交通大臣の許可を受けている者であること。	◎	◎	◎	・事業許可証の写しを提出
13 航空法第34条第2項に規定する操縦教員とし て当該航空機の種類に係る操縦教育の技能に ついて国土交通大臣の行う操縦教育証明を受 けており、かつ、航空法第24条、第25条第1 項及び第25条第2項に規定する操縦練習及び 実地試験受験に使用する航空機について事業 用操縦士資格並びに航空法第71条3に規定す る特定操縦技能審査認定及び航空法第31条第 1項に規定する第一種航空身体検査証明が有 効である者2人以上確保していること。	◎	◎	◎	・操縦士技能証明書及び操縦教育証明書の写しを提出 ・特定操縦技能審査証明書の写しを提出 ・第一種航空身体検査証明書の写しを提出 ・名簿の提出

区 分	法 人	個 人	中 小 組 合	摘 要
14 操縦練習及び実地試験受験に使用する航空機は回転翼航空機陸上単発ピストン機であること。	◎	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申出書 ・ 練習及び受験に使用する航空機について型式を確認できる資料を提出(当該航空機の耐空証明書の写し等)
15 過去3年間に同等以上の資格取得のための操縦練習業務を行った実績があること。	◎	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去3年間の同等以上の資格取得のために行った操縦教育の実績証明を提出 ・ 航空機乗員飛行日誌の写し ・ 操縦教員実績証明書(別添様式) ・ 操縦教員として操縦練習生に対し航空局の行う実地試験を受験させた実施証明
16 操縦練習及び実地試験受験は日本国内で実施可能であること。	◎	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申出書
17 その他警察本部長が必要と認める書類				必要に応じ申請内容を確認するために、他の書類の提出を求める場合があります。

- (注) 1 ◎印は、必ず提出しなければならない書類です。
2 ○印は、該当するときに提出する書類です。